

(照会代表窓口)
社会保険業務センター
企画調整課 寺西、櫻本
電話直通 5344-1109

平成20年2月21日
社会保険庁

社会保険業務センターにおける事務処理誤り等について

社会保険業務センターでは、2ヶ月に一度の約4000万件の年金支払業務のほか、毎月約400万件の受給者等の方々からの届出や相談に係る業務を行っていますが、判明した標記新規事案について随時公表を行い、再発防止に努めることとしています。

また、詳細については、社会保険業務センターつうしんに掲載し、職員に周知徹底することとしています。

<事案1> 金融機関の合併に伴う年金振込通知書の記載誤り

① 概要

本年1月に沼津信用金庫と駿河信用金庫が合併したことに伴い、当センターにおいて年金振込に係る支店名等の一括変更処理を行ったところであるが、沼津信用金庫の「御殿場南支店」「御殿場西支店」及び「御殿場中央支店」を年金の振込先としている方について、誤って「湯沢支店」に変更して、年金振込通知書を送付していたことが判明した。

② 原因

支店名の一括変更処理において、変更処理を行う支店名の指定を誤って登録した。

③ 影響

23名

なお、年金の振込は、ご本人の指定された口座に振り込まれている。

④ 対応

対象者の方には、個別にお詫びの手紙と正しい支店名を印字した年金振込通知書を送付する。

<事案2> 未支給年金の振込手続の誤り

① 概要

年金受給者が死亡した際に、その配偶者等からの請求により未支給年金をお支払いすることとしているが、今般、その請求者の振込先が振込不能となったため、再度、その方の口座を調査し登録する際に、別人の方（同姓同名）の口座を登録し、振込手続きを行っていたことが判明した。

② 原因

振込手続きを行う際の口座番号等の確認作業が十分でなかった。

③ 影響

1件（誤振込金額 約44万円）

④ 対応

誤って振込がされた方には、個別にお詫びを行い、返納していただき、未支給請求者の方には、事情を説明し、速やかに未支給年金の振込手続きを行った。

<事案3> 旧厚生年金保険法の老齢年金の支給漏れ

① 概要

旧厚生年金保険法の通算老齢年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者期間が追加されたことにより、老齢年金の受給要件を満たした場合には、老齢年金が新たに裁定され、通算老齢年金が失権することとなるが、今般、平成5年に裁定された老齢年金の支払いが行われず、老齢年金より低額である通算老齢年金がそのまま支給されていたことが判明した。

② 原因

老齢年金を新規に裁定した際の事後処理が行われず、また、その確認が十分でなかった。

③ 影響

未払い 1件（金額 約640万円）

④ 対応

対象者の方には、個別にお詫びの手紙と正しい年金額をお知らせする通知書を送付したうえで、3月14日に未払い金を支払う。